

## 『技能講習、実技教習を受講される皆さんへ』

技能講習修了証等から本籍地の記載が削除されました。

技能講習等のお申し込み時に“本籍地の確認できる公的書類”は不要となりましたが、“氏名、生年月日の確認できる公的書類”の提示または提出をお願いします。

### ※次回のお申し込み時よりご協力をお願いします

労働安全衛生規則の改正により、技能講習修了証から“本籍地”の項目が除外されたことに伴い、講習申し込み時に提示または提出をお願いしておりました「住民票」「戸籍抄本」などの本籍地を確認できる書類は不要となります。

受講者の氏名、生年月日につきましては、引き続き確認をする必要がありますので、お申し込み時に氏名、生年月日の確認できる以下のような公的書類の提示または提出をお願いいたします。

- ① 自動車運転免許証の原本または写し
- ② 「パスポート」の原本または写し
- ③ 労働安全衛生法に基づいて国の発行した「**免許証**」の原本または写し
- ④ 「**外国人登録証明書**」または「**在留カード**」の原本または写し
- ⑤ その他公的書類の原本または写し

平成 29 年 4 月

一般社団法人 日本クレーン協会東海支部